

## 告 示

### 埼玉県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>医療法人社団 いしん会 か ますなが 医院</p>		<p>名称</p>	
<p>キットイーケアデイ サービス新郷</p>		<p>所在地</p>	
<p>川口市江戸三ー二五ー五</p>		<p>富士見市勝瀬七三九ー一</p>	
<p>介護予防 対応型 通所介護</p>	<p>認知症 対応型 通所介護</p>	<p>介護予防 短期 入所療養 介護</p>	<p>短期 入所 療養 介護</p>
<p>平成二十八年 五月一日</p>		<p>平成二十八年 六月一日</p>	
<p>サービスの種類</p>		<p>休止年月日</p>	